

「自己資本の構成に関する開示事項」

<みずほ銀行>

平成26年6月末

【単体】

(単位：百万円、%)

項目	金額	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	5,361,451		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,690,856		1a
うち、利益剰余金の額	1,670,594		2
うち、自己株式の額()	-		1c
うち、社外流出予定額()	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	185,322	741,291	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,546,774		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	44,577	178,311	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	44,577	178,311	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	4,873	19,494	11
適格引当金不足額	18,703	74,626	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	408	1,634	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	50,712	202,848	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	15,831	63,324	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの に関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	135,107		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,411,667		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,175,035		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,028		
うち、為替換算調整勘定の額	1,028		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,174,006		36
その他Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	88	352	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	31,682	126,731	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	39,042		
うち、のれん相当額	-		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,634		
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 相当額	37,407		
Tier2 資本不足額	-		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	70,813		43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	1,103,193		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	6,514,860		45

【単体】

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	151,950	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,272,787	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	1,008	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	1,008	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	469,444	
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	389,594	
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	79,849	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,895,190	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	14,782	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	49,000	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	41,229	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	3,821	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	37,407	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	105,011	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,790,179	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	8,305,039	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,401,901	
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) に関連するものの額	178,311	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) に関連するものの額	-	
うち、前払年金費用に関連するものの額	202,848	
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するものの額	1,020,740	
リスク・アセットの額の合計額 (ロ)	51,815,388	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ロ))	10.44%	61
Tier1 比率 ((ト) / (ロ))	12.57%	62
総自己資本比率 ((ル) / (ロ))	16.02%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	569,169	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	125,157	73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	122,635	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	1,008	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	1,766	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	278,115	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,175,035	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	218,249	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,277,142	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85